

## 告 示

### 埼玉県告示第百三十一号

埼玉県環境影響評価条例施行規則（平成七年埼玉県規則第九十八号）第三十条第二項の規定により読み替えて適用される埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第二十九条第一項の規定により、行田市から次のとおり都市計画対象事業を中止した旨の届出があったので、同条第二項の規定により読み替えて準用する同条例第二十三条第三項の規定により公告する。

令和六年三月十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 都市計画対象事業の名称

彩北広域清掃組合一般廃棄物処理施設整備事業

#### 二 中止年月日

令和四年三月三十一日

#### 三 中止の理由

一部事務組合（鴻巣行田北本環境資源組合）によるごみ処理施設整備事業の白紙解消のため。

#### 四 都市計画対象事業の実施区域の現況

仮囲いの設置

#### 五 中止後の措置

令和四年四月一日に行田羽生資源環境組合を設立し、新ごみ処理施設整備事業に移行した。